

警備業法第五十一条の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則をここに公布します。

平成十八年一月十日

三重県公安委員会委員長 寺田直喜

三重県公安委員会規則第三号

警備業法第五十一条の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規則
(医師の指定)

第一条 警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第五十一条の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

(指定の公示)

第二条 公安委員会は、前条の規定による医師の指定を行ったときは、その旨を公示するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。